

空気拳銃(AP)推薦管理と低年者の推薦料改定の件

1. 背景と目的

日本ライフル射撃協会は AP500 人枠拡大に向けて警察庁と協議を重ね、以下の課題が明らかになった：

- ・ 現行の 500 人枠が限界まで活用されていることの証明が必要
- ・ 「使われない推薦書」の問題解消が求められている この改定は上記課題に対応し、推薦と所持の状況を合理的に管理するためのものである。

2. 管理方法

2.1 台帳管理

- ・ **AP 枠管理台帳**：ステータス管理（所持中/許可待ち/未申請）

3. 報告管理プロセス

3.1 所持・放銃報告

- ・ 所持後 2 週間以内：所持報告書・許可証コピー提出
- ・ 放銃後 2 週間以内：放銃報告書・警察受取証提出

3.2 進捗確認

- ・ **推薦書発行後 6 ヶ月時点**での確認：
 - 所持報告未提出者への報告義務化
 - 所持予定なしの場合は推薦書返納要請
- ・ **報告しない者への対応**：以降の推薦申請不受理（正当理由ある場合は例外）

4. 推薦基準要綱の修正

以下の要綱で取消手続き権限を理事会から推薦委員会に変更：

- ・ C.低年者の空気銃、D.拳銃、E.空気拳銃、F.低年者の空気拳銃の各推薦基準要綱

5. ジュニア推薦の有料化

- ・ **F.低年者の空気拳銃推薦料**：¥3,000（未使用推薦減少と有効活用促進）

6. 例外事項の管理

- ・ 上申書や例外的判断は記録保存

7. 期待される効果

1. 「使われない推薦書」問題の解消
2. 500 人枠有効活用率向上による枠拡大に向けたデータの提示